

ごみ集積場からの資源物等の持ち去りを 条例により禁止することについて

～可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について～

1. 背景

近年、市内においてごみ集積場に適切に排出された不燃ごみ（金物類）や粗大ごみの中から資源となる物を持ち去る行為が多発しており、既に多数の市民の皆様から目撃情報が寄せられています。

資源物等の持ち去りは、集積場で不燃ごみ収集袋を破るなどして、換金価値の高いものを持ち去るため、地域の自治会等により清潔に保持されている集積場の管理を著しく阻害しています。

最近では、不燃ごみ収集袋ごと手当たり次第に持ち去ったうえ、不要な物を不法投棄するなどの迷惑行為も増えています。

また、持ち去り業者のトラック等が、住宅地内を速度超過で走行するなどの危険な行為もあり、持ち去り業者に対する不審や不安が増大しており、平穏な市民生活が脅かされる事態となっています。

2. 条例改正のポイント

（1）条例で規制する必要性

これまで市としては、ごみ集積場のパトロールを実施するなど、持ち去り行為の防止対策を行ってきましたが、近年の金属価格の高騰に伴い、持ち去り行為が急増しています。

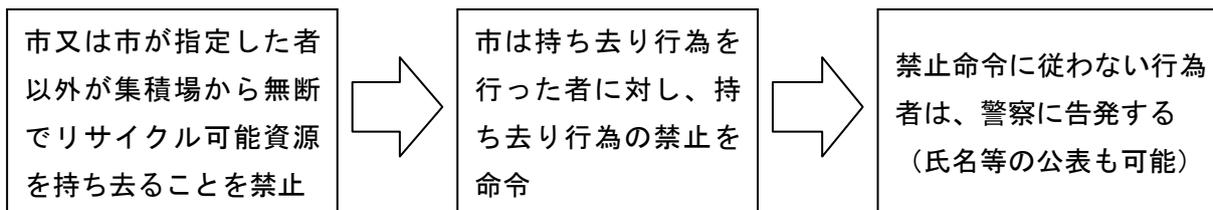
持ち去り行為は、現行法令で規制することが困難であり、市が行政指導で対処しようとする場合、その根拠がないのが現状です。

そのため、実際に職員がごみ集積場に出向き、持ち去り行為をやめるよう指導を行っても、指導に従わなかったり、一時的に持ち去りをやめても、職員が去った後に持ち去り行為を継続しているケースが多いのが実情です。

そこで、持ち去り行為に対して厳格に対応するため、罰則を含めた法的措置を講じることができるよう、条例の一部を改正することとしました。

(2) 条例改正の概要

- 市が指定するごみ集積場に排出されたごみのうち、リサイクル可能資源は市の所有物とする。
- 市又は市が指定した者以外は、リサイクル可能資源を収集し、又は運搬することを禁止する。
- 市長は条例に違反した場合は、収集又は運搬の禁止命令を出す。
- 禁止命令に従わなければ、20万円以下の罰金に処するとともに、違反した者の氏名を公表することができる。禁止命令に違反した行為が、法人等の業務として行われた場合は、その法人にも同様の罰金刑を科する。



(3) 罰則の考え方

地方自治法(第14条第3項)により、市は条例中に、その条例に違反した者に対して懲役、罰金、過料等の罰則規定を設けることができるとされており、資源物等の持ち去り禁止の実効性を高めるためには、罰則が必要であると考えます。

罰則の内容は、違反行為によって利益を得ることを抑制する上で効果的であること、と同時に極端に重い制裁とならないよう定める必要があり、金属類の取引価格等を調査し、20万円以下の罰金としています。これは、既に資源物の持ち去り禁止を条例化している多くの自治体と同様の額となっています。

(4) 罰金を科す前に禁止命令を行う必要性

持ち去り行為をやめるよう命令し、行為者が命令に従うことで、持ち去り行為により生じる問題は防ぐことができます。このことから、命令に従わない悪質な行為者に対してのみ罰金を科することで、条例の実効性を担保することになります。

(5) 施行期日

この改正後の条例は、平成24年4月1日から施行する予定です。